

総社市告示第10号

総社市こども家庭センター設置要綱を次のとおり定める。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市こども家庭センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うため、総社市こども家庭センター（以下「センター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 センターの実施主体は総社市とし、その主管課はこども課とする。

(職員の配置)

第3条 センターにセンター長及び統括支援員を置く。

2 センター長は、こども課長をもって充てる。

3 センターに、保健師等の専門職の職員のほか、必要な職員を配置する。

(業務等の内容)

第4条 センターは、次に掲げる業務等を行う。

(1) 児童福祉法第10条の2第2項に掲げる業務

(2) 母子保健法第22条第1項に掲げる事業

(3) 伴走型相談支援事業（伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）に規定する伴走型相談支援を行う事業をいう。）

(4) その他センターの設置の目的を達成するために必要と認められる業務

(関係機関との連携)

第5条 センター長は、関係機関との連携を図り、センターの業務を円滑かつ効率的に実施するよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(総社市子育て世代包括支援センター事業実施要綱の廃止)

2 総社市子育て世代包括支援センター事業実施要綱（令和5年総社市告示第10号）は、廃止する。

(総社市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱の一部改正)

3 総社市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱（令和5年総社市告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)

改正後	改正前
<p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>センター 総社市こども家庭センター設置要綱（令和6年総社市告示第10号。次号において「センター設置要綱」という。）第1条に規定する総社市こども家庭センターをいう。</u></p> <p>(5) 伴走型相談支援事業 <u>センター設置要綱第4条第3号に規定する伴走型相談支援事業をいう。</u></p>	<p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>センター 総社市子育て世代包括支援センター事業実施要綱（令和5年総社市告示第10号。次号において「センター要綱」という。）第1条に規定する総社市子育て世代包括支援センターをいう。</u></p> <p>(5) 伴走型相談支援事業 <u>センター要綱第5条第2項に規定する伴走型相談支援事業をいう。</u></p>